

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 8 年 3 月 16 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 趣 旨

平成 29 年度に再整備を行った岡山県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）を平成 30 年度から多様な担い手を育成するための研修交流施設や、県内外からの就農相談に対応する担い手育成拠点施設として運営しており、農業研修の教材となる農作物の安定的な栽培や農業研修の実施、農業高校生等の就農促進を図る業務について、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「担い手育成財団」という。）を相手方とする随意契約を予定しているが、本事業の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

確認の結果、下記 3 の資格要件を満たすと認められる者がいない場合は担い手育成財団と随意契約手続に移行する。

なお、下記 3 の資格要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、担い手育成財団と当該応募者の提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- (1) 事業名：令和 8 年度三徳園担い手サポートプログラム強化事業
- (2) 業務内容：別紙業務委託仕様書のとおり

3 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 事務所所在地が岡山県内であること。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 岡山県税を滞納している者でないこと。

4 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県庁 7 階

岡山県農林水産部農産課担い手育成班

電話：(086)226-7420 / FAX：(086)224-1278

5 技術提案参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第1号）を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び様式等の配布期間及び場所

- ① 配布期間 令和8年3月16日(月)から令和8年3月19日(木)までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）
- ② 配布場所 上記4の場所に同じ。
なお、農産課のホームページからダウンロードできる。

(2) 仕様書に関する質問の受付

- ① 受付期間 令和8年3月16日(月)から令和8年3月18日(水)までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）
- ② 受付場所 上記4の場所に同じ
- ③ 受付方法 仕様書に関する質問・回答書（様式第2号）により持参又はファクシミリで送付すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。なお、ファクシミリによる場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

(3) 参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ① 受付期間 令和8年3月16日(月)から令和8年3月19日(木)までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）
- ② 提出場所 上記4の場所に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送による（郵送の場合、書留郵便のほか、これに準じる方法によるものに限る。また、提出期限内に必着を要する。）

6 参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書が提出された場合、審査を行い、審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては書面により通知するとともに、提案書（様式第3号）等の要請を行う。また、不適合と認められる者に対しては、その旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

7 技術提案書の提出

技術提案参加者は、仕様書により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年3月24日(火) 正午必着
- (2) 提出場所 上記4の場所に同じ
- (3) 提出書類
 - ①事業に関する提案書 (様式第3号)
 - ②事業計画書 (様式第4号)
 - ③支出計画書 (様式第5号)
 - ④法人に関する調書 (様式第6号)
 - ⑤業務内容を示したパンフレット等
 - ⑥直近2期分の決算書（事業実績、収支報告等）
- (4) 提出方法 持参又は郵送による（郵送の場合、書留郵便のほか、これに準じる方法によるものに限る。また、提出期限内に必着を要する。）

8 技術提案書の審査

(1) 審査方法

岡山県農林水産部内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、速やかに書面により通知する。

9 委託予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

10 契約限度額

27,765,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

11 その他

(1) 委託候補者の決定後、契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

(3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。
なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(4) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 本事業の落札決定及び契約締結は、2月定例県議会での令和8年度予算に係る議決がされなければ行わない。（契約締結時期 令和8年4月1日）